

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、**大規模プラットフォーム事業者に対し**、

①対応の迅速化、**②運用状況の透明化**に係る措置を義務づける法改正を実施済み（令和6年5月）。

改正内容

大規模プラットフォーム事業者^{※1}に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少ない**一定規模以上等の者**。

① 対応の迅速化（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

② 運用状況の透明化

- ・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、**法律**^{※2}の題名を「**特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律**」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法；プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

施行日

令和7年4月1日（火）

情報流通プラットフォーム対処法の施行に係る省令・ガイドラインの策定

- 情報流通プラットフォーム対処法の施行に当たり、下記**省令・ガイドライン**を策定（令和7年3月11日公表）。

① 省令

- 「大規模特定電気通信役務提供者」の指定要件（平均月間発信者数1000万人 等）
- 削除申出に対する判断・通知までの「一定期間」の明確化（7日間）
- 運用状況の公表に当たっての具体的な公表項目
 - 権利侵害情報の削除申出に対して一定期間内に削除する旨の通知をした件数、削除しない旨及びその理由の通知をした件数
 - 利用者や公的機関からの通報等を受けて削除した件数及び削除しなかった件数
 - AIを用いた削除件数・アカウント停止件数
 - 日本語を理解するコンテンツモデレーターの数、人的・技術的体制についての説明等を規定。

② 法律の解釈を示したガイドライン

「申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと」の解釈、「侵害情報調査専門員」の具体的な要件等を記載。

③ 違法情報ガイドライン

どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化。また、大規模特定電気通信役務提供者が「送信防止措置の実施に関する基準」を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示。